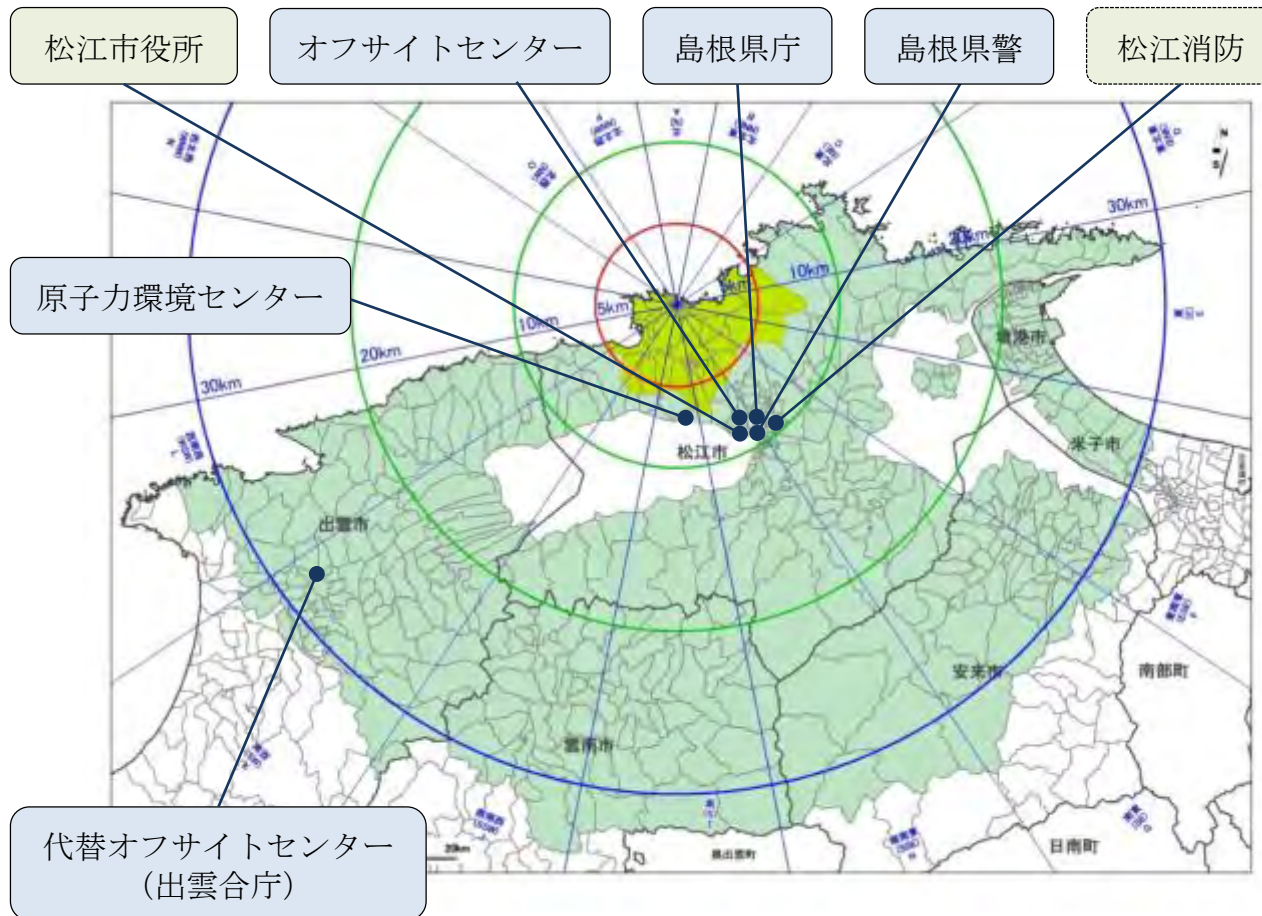


防災拠点の放射線防護対策

- ▶ 原子力防災業務を行う防災拠点が設置されている地域に、一時移転の指示が出された場合でも、一定期間、安全に業務を継続すること下できるように、防災拠点施設には放射線防護対策を実施
- ▶ 放射線防護対策として、施設の陽圧化、気密性の向上、入退室管理室の設置などの工事を実施
- ▶ 島根地域においては、島根県庁、オフサイトセンター（島根県原子力環境センター、職員会館）、代替オフサイトセンター（島根県出雲合同庁舎）、松江市役所、島根県警察本部で放射線防護対策を実施

放射線防護対策整備済防災拠点



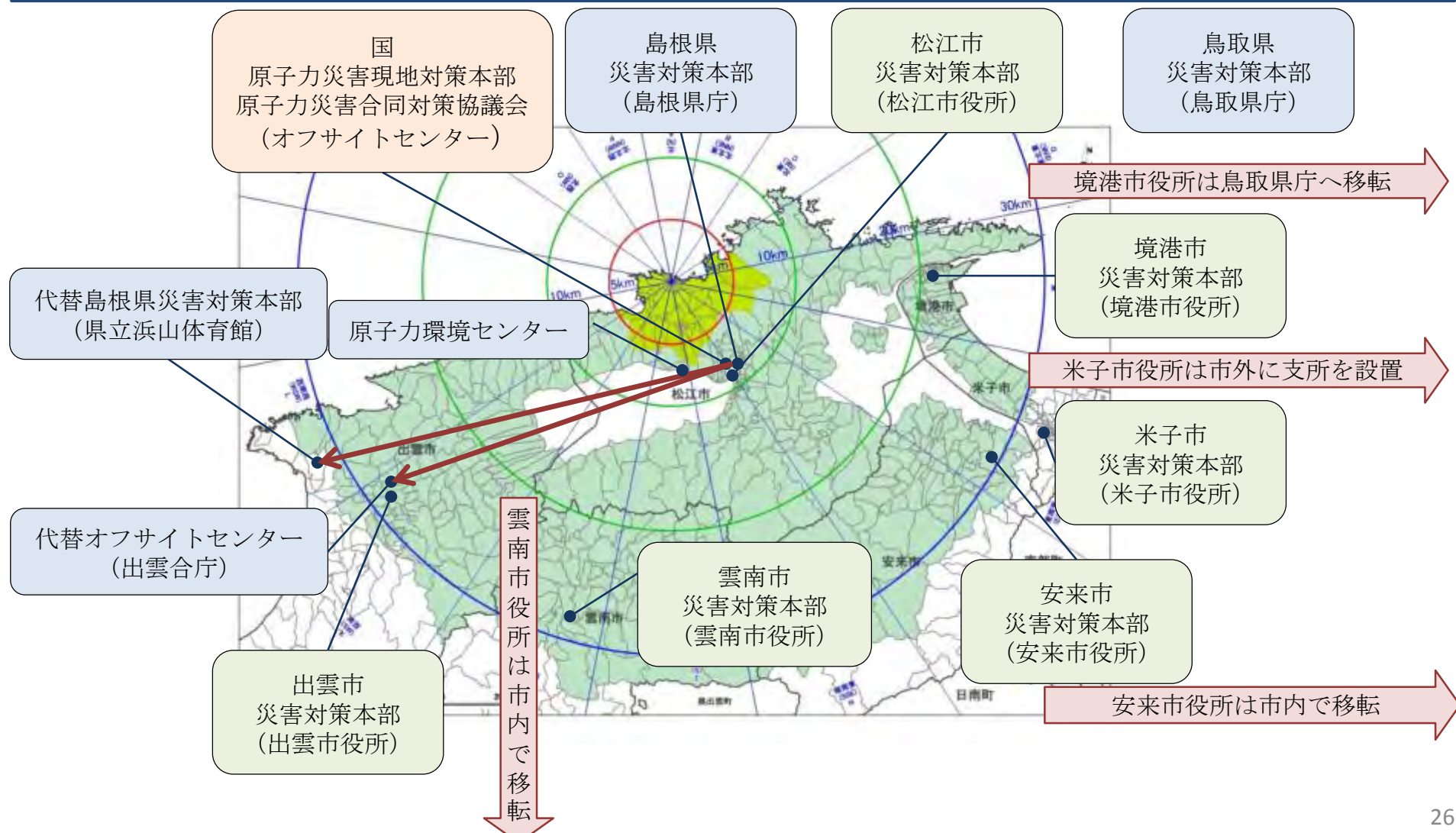
オフサイトセンターに設置された非常時外気取り入れユニット



島根県庁に増築された非常時外気取り入れユニットの格納建屋

県庁等行政機能の移転及び業務の継続性の確保

- ▶ 県庁、市役所が所在する地域に一時移転指示が出された場合、住民の一時移転等を優先した上で、行政機能をあらかじめ定められた施設へ移転
- ▶ 住民の一時移転後も継続する必要がある業務については、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、移転先において継続して実施



国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員をオフサイトセンター及び島根県庁等に派遣するとともに必要な資機材の緊急搬送を実施
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施



他の地方公共団体からの応援

➤ 原子力災害が発生した場合、国からの支援とは別に、他の地方公共団体から支援を受けるため、5つの協定等を締結

⑦原子力災害時等における広域避難に関する協定（平成26年5月28日）

- 【締結】**
広島県・岡山県・島根県
- 【支援内容】**
- ①避難者の受入れ
 - ②避難所等の開設、運営体制移行するまでの避難所等の運営及び避難者の誘導等
 - ③避難所等の運営等に必要となる人員及び物資の確保
 - ④スクリーニング等の実施
 - ⑤前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

①関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成23年10月31日）

- 【締結】**
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）
- 【支援内容】**
- ①職員の派遣
 - ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ③避難施設及び住宅の提供
 - ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
 - ⑤医療支援
 - ⑥その他応援のため必要な事項

⑦中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

- 【締結】**
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 【支援内容】**
- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
 - ②被害者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資器材の提供
 - ③避難、救援、火災、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
 - ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職等の職員の派遣
 - ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
 - ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

⑦全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

- 【支援】**
- ①人的支援及び斡旋
 - ・救助及び応急復旧等に必要な要員
 - ・避難所の運営支援に必要な要員
 - ・支援物資の管理等に必要な要員
 - ・行政機能の補完に必要な要員
 - ・応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋
 - ②物的支援及び斡旋
 - ・食料、飲料水及びその他生活必需物資
 - ・応急復旧に必要な資機材及び物資
 - ・救援及び救助活動に必要な車両、船艇等
 - ③施設又は業務の提供及び斡旋
 - ・ヘリコプターによる情報収集
 - ・傷病者の受入れのための医療機関
 - ・被災者を一時収容するための施設
 - ・火葬場、ゴミ・し尿処理業務
 - ・仮設住宅用地
 - ・輸送路の確保並びに物資調達及び輸送調整の支援
 - ④その他特に要請のあったもの
- ⑦原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

- 【締結】**
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
- 【支援内容】**
- ①原子力防災資機材の提供
 - ・緊急時モニタリング資機材
 - ・原子力防災活動資機材
 - ・緊急時医療資機材
 - ②職員の派遣
 - ・緊急時モニタリング関係職員
 - ・緊急時医療関係職員
 - ・その他災害対策関係職員



5. 住民等への情報伝達体制

<対応のポイント>

正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。情報伝達に当たっては、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

住民等への情報伝達体制

- 防護措置（避難、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、島根県、鳥取県及び関係市に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供
- 関係市は、防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達
- 障がい者、外国人、観光客等要配慮者への情報伝達にも留意

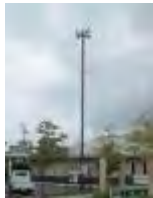
市

提供される情報の内容

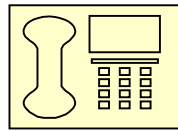
- ・発電所の状況
- ・放射性物質の放出の有無
- ・モニタリング結果
- ・住民のとるべき行動 等

防災行政無線

屋外拡声子局



(戸別受信機) 屋内告知端末



市ホームページ



ツイッター



防災メール



広報車



緊急速報メール (エリアメール)

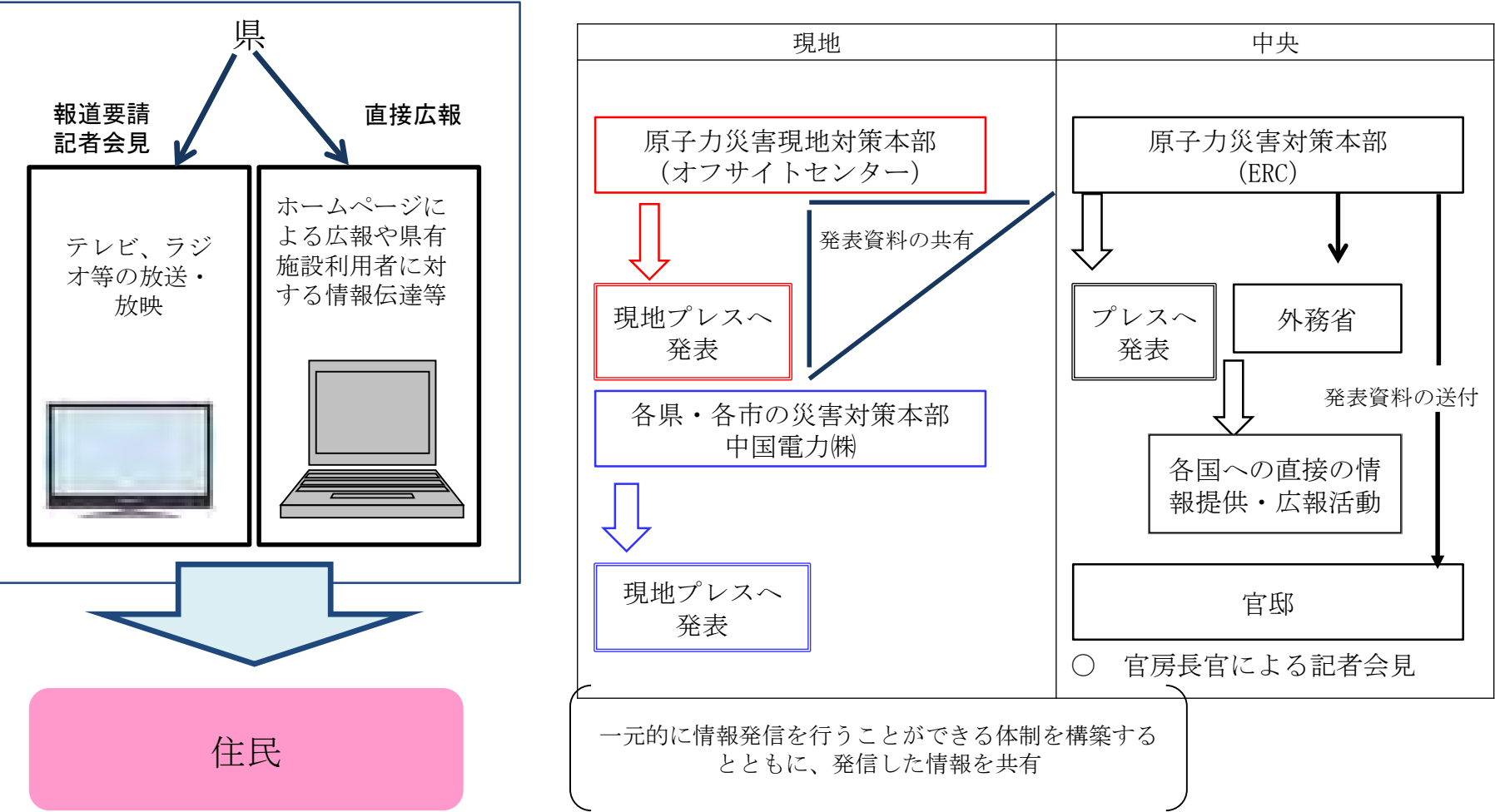


住民

- ・障がい者の種別に留意して音声情報や文字情報等を組み合わせて提供
- ・エリアメールは、エリア内であれば観光客や外国人も受信可能

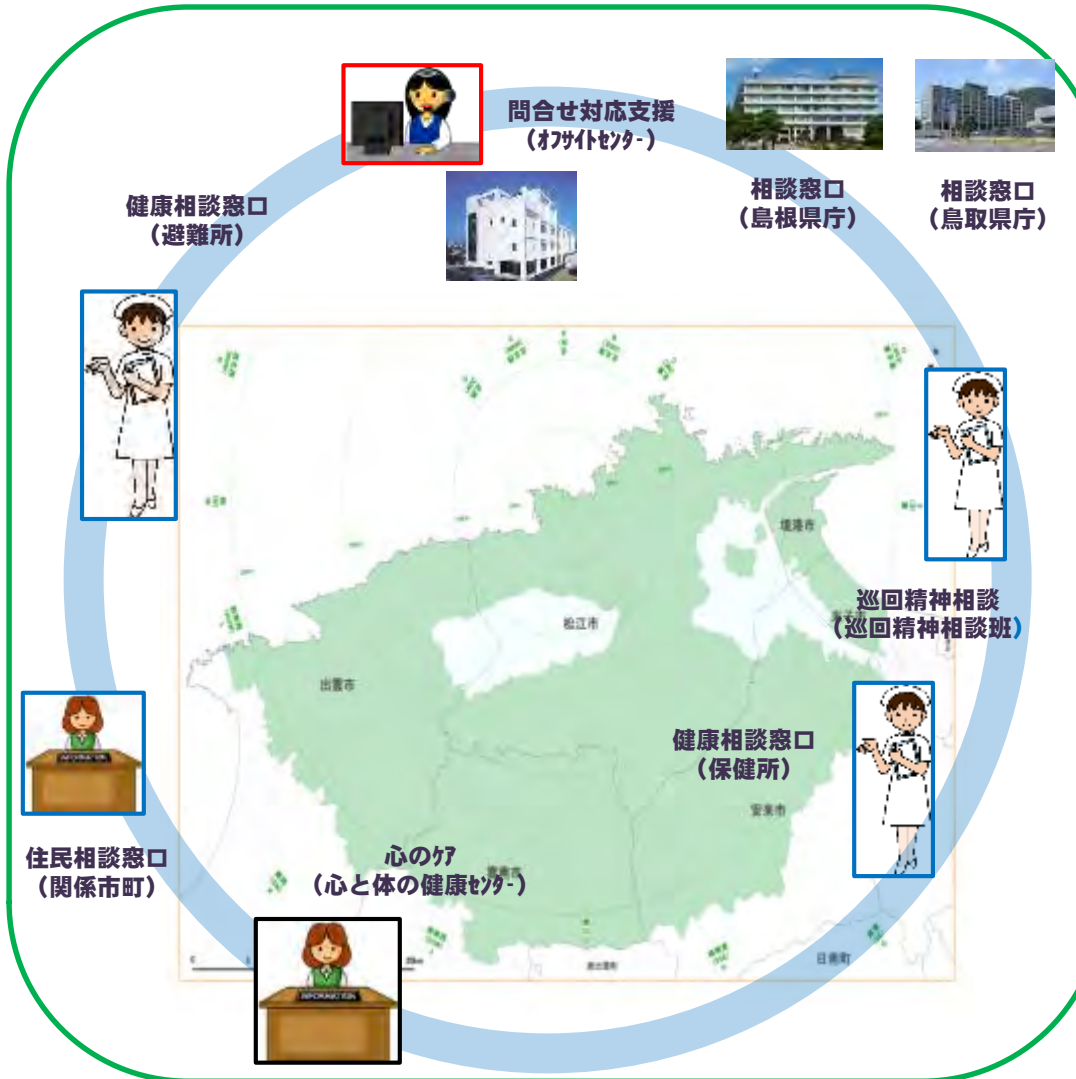


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に係る中央での記者会見は官邸（内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明）において実施し、現地での記者会見は、オフサイトセンターにおいて実施
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供
- 県においてもテレビやラジオ等に放送要請を行う



住民相談窓口の設置

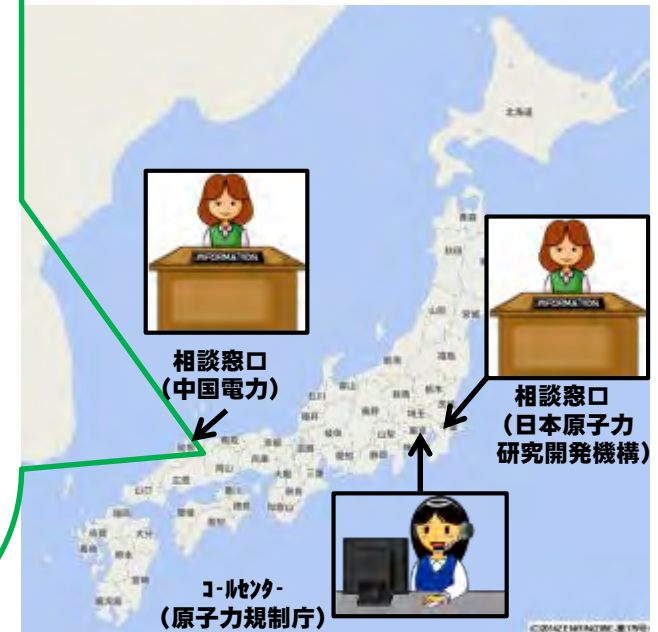
- 原子力規制庁は、一般からの問合せに対するコールセンターを設置
- 県及び関係市は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口等を設置
- オフサイトセンターでは、県及び関係市の問合せ対応を支援



住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- ① 事故の発生日時及び概要
- ② 事故の状況と今後の予測
- ③ 原子力発電所における対応状況
- ④ 行政機関の対応状況
- ⑤ 住民等がとるべき行動
- ⑥ 避難対象区域又は屋内退避区域
- ⑦ 被災企業等への援助・助成措置
- ⑧ 被災者への損害賠償請求 (中国電力株)

未検討



6. 区域別・対象者別の防護措置等

<対応のポイント>

学校においては、帰宅に支障がある場合を除いて児童・生徒を帰宅させ、家庭において保護者とともに避難に備えることを原則とする（PAZ、UPZ共通）。

PAZ内においては、全面緊急事態に至った時点で即時避難。ただし、避難よりも屋内退避が優先される場合には屋内退避を実施する。

UPZ内においては、OIL2（ $20\mu\text{Sv/h}$ ）を超える区域を1日以内を目途に特定し、1週間程度内に一時移転を実施する。

事態の進展と区域別・対象者別防護措置

地区	対象者	対象者数 (人)	警戒事態 EAL 1	施設敷地緊急事態 EAL 2	全面緊急事態 EAL 3	早期防護措置 OIL 2	
P A Z 概ね 5 km 内	一般住民			避難準備 安定ヨウ素剤服用準備	避難 安定ヨウ素剤服用	(避難済)	
	避難行動 要支援者	児童生徒	1,923 (再掲)	保護者の元に帰宅	(学校に残っている場合は緊急退避所へ移動)	(災害対策本部の指示に従い避難)	(避難済)
		避難困難者 ※		屋内退避準備	屋内退避	(屋内退避済)	一時移転 (安定ヨウ素剤服用)
		入院患者	施設敷地 緊急事態 要避難者	避難準備	避難	(避難済)	(避難済)
		施設入所者		避難準備	避難	(避難済)	(避難済)
		在宅者		避難準備	避難	(避難済)	(避難済)
		安定ヨウ素剤服用不適切者		避難準備	避難	(避難済)	(避難済)
U P Z 概ね 5 km ～ 30km 内	一般住民			屋内退避準備	屋内退避	一時移転 (安定ヨウ素剤服用)	
	避難行動 要支援者	児童生徒		保護者の元に帰宅	(学校に残っている場合は引続き帰宅を進める)	(災害対策本部の指示に従い屋内退避)	(保護者と共に一時移転)
		避難困難者 ※			屋内退避準備	屋内退避	一時移転 (安定ヨウ素剤服用)
		入院患者			屋内退避準備	屋内退避	一時移転 (安定ヨウ素剤服用)
		施設入所者			屋内退避準備	屋内退避	一時移転 (安定ヨウ素剤服用)
在宅者			屋内退避準備	屋内退避	一時移転 (安定ヨウ素剤服用)		
U P Z 外	全住民	—			事態の進展に応じ 屋内退避	一時移転 (安定ヨウ素剤服用)	

放射性物質放出

※ 避難又は一時移転することにより健康リスクが高まる入院患者や施設入所者等

7. PAZ内の防護措置等

<対応のポイント>

PAZ内の学校・保育所の児童生徒は、警戒事態の段階で、保護者の元へ帰宅させる。

PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者は、施設敷地緊急事態の段階で、避難・屋内退避を実施する。

PAZ内の一般住民は、全面緊急事態の段階で、避難を実施するとともに、原子力災害対策本部又は県、市の指示に基づき、安定ヨウ素剤を服用する。

- PAZ内の児童生徒は、学校等から直接避難するのではなく、早い段階で、安全を確認した上で保護者の元に帰宅
- PAZ内には、保育所が3所、幼稚園が3園、小学校が4校、中学校が1校、その他学校2校の教育施設があり、計1,923人の児童・生徒が在籍

市名	学校名	所在地	児童生徒数
松江市	恵曇保育所	鹿島町	69
	御津保育所	鹿島町	59
	マリン保育所	島根町	63
	保育所	3	191
	佐太幼稚園	鹿島町	22
	恵曇幼稚園	鹿島町	10
	講武幼稚園	鹿島町	27
	生馬幼稚園	生馬町	27
	幼稚園	4	86
	佐太小学校	鹿島町	97
	恵曇小学校	鹿島町	87
	鹿島東小学校	鹿島町	86
	生馬小学校	生馬町	108
	小学校	4	378
鹿島中学校	鹿島町	162	
中学校	1	162	
松江工業専門学校	生馬町	1,077	
松江ろう学校	古志町	29	
その他学校	2	1,106	
	合計	14	1,923



- P A Z 内の児童生徒は、警戒事態の段階で安全を確認した上で保護者の元に帰宅
- 施設敷地緊急事態の段階で学校に児童・生徒が残っている場合は、避難に備え学校で待機させ、災害対策本部から指示があれば、P A Z 外の緊急退避所へ移動
- 全面緊急事態の段階で児童・生徒が残っている場合は、災害対策本部からの指示に従い避難

児童・生徒の各段階における動き

警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
<p style="text-align: center;">学校</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">• 保護者の迎えを要請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">保護者の元へ帰宅</p>	<p style="text-align: center;">(学校に児童・生徒が残っている場合)</p> <p style="text-align: center;">学校</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">〈避難措置実施前〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 各学校において、児童等の安全確保・把握 • 保護者へ連絡 • バスが来るまで屋内退避 • バスは、県が確保し、市と協力して手配 <p style="text-align: center;">〈避難開始〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 災害対策本部からの指示により緊急退避所へ移動 • 乳幼児がいる保育所から優先的に避難 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">緊急退避所</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">〈緊急退避所到着〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 順次保護者へ引渡し • 保護者は避難準備の上迎えに行く 	<p style="text-align: center;">(保護者が迎えに来ない場合)</p> <p style="text-align: center;">緊急退避所</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保護者が迎えに来ない場合、教師が引率してバスで避難 • バスは、県が確保し、市と協力して手配 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">避難所</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">(移動が完了しないうちに全面緊急事態となった場合)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">学校</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> • 災害対策本部の指示に従い、教師が引率してバスで避難 • バスは、県が確保し、市と協力して手配 • 保護者へ連絡 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">避難所</p>

- ▶ 避難困難者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した施設へ屋内退避しながら、適切な搬送体制の確保を待って避難
- ▶ PAZ内には、病院が1ヶ所、入所社会福祉施設が13ヶ所あり、計557人が入院あるいは入所しているが、そのうち、病院1ヶ所、入所社会福祉施設6か所の合計7か所に入院、入所している259人が避難困難者であり、その施設すべてに放射線防護設備を整備済
- ▶ このほか、PAZ内の入所あるいは在宅の避難困難者は 人

PAZ内医療施設等の状況

市名	学校名	所在地	定員	放射線対策
松江市	鹿島病院	鹿島町	180	○
	病院	1	180	1
	特別養護老人ホームあさひ乃苑	古志町	29	○
	特別養護老人ホームゆうなぎ苑	島根町	50	○
	特別養護老人ホームあとむ苑	鹿島町	50	○
	障害者支援施設はばたき	島根町	40	○
	障害者支援施設・福祉型障害児入所施設松江学園	島根町	40	○
	障害者支援施設四ツ葉園	古志町	70	○
	養護老人ホーム慈光苑	鹿島町	60	
	認知症共同生活介護あさひ乃苑	鹿島町	9	
	共同生活介護しおかぜ	島根町	10	
	グループホーム第3たんぼぼの家	古志町	6	
	グループホームたんぼぼの家	古志町	6	
	グループホーム第2たんぼぼの家	古志町	7	
	グループホーム若葉寮	古志町	20	
	入所社会福祉施設	13	130	6
	在宅避難困難者	-		
合計	7		7	

PAZ内放射線防護対策整備済施設



- PAZ内の避難困難者は、警戒事態の段階で屋内退避の準備を開始
- 施設敷地緊急事態の段階で、屋内退避を実施

各段階における避難困難者の動き

警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	O I L 2
放射線防護対策施設	放射線防護対策施設	放射線防護対策施設	放射線防護対策施設
<屋内退避の準備> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った区域へ避難困難者を移動 	<屋内退避の実施> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った区域でそのまま退避 	<屋内退避の継続> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った区域でそのまま退避を継続 放射線防護装置を起動 	放射性物質放出 ↓
	<屋内退避時の生活物資等の確保> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った施設には、屋内退避をした者が7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備 <屋内退避時の放射線防護資機材の確保> <ul style="list-style-type: none"> 放射線防護対策を行った施設の職員等が、活動できるよう放射線防護資機材を当該施設に備蓄 		

- 在宅の避難困難者については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した施設へ屋内退避しながら、適切な搬送体制の確保を待って避難

避難行動要支援者実態調査の結果を踏まえて検討

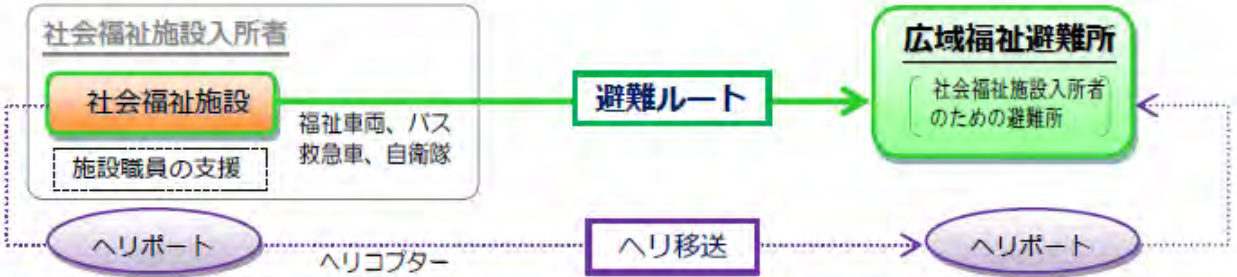
- 施設敷地緊急事態要避難者（入院患者）180人は、警戒事態の段階で避難の準備を行い、施設敷地緊急事態の段階で避難
- 施設敷地緊急事態要避難者（入院患者）の避難先となる病院は、島根県があらかじめ定める避難先となる病院群から、病院の機能や病床種別に応じた避難先病院を選定し避難
- 福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各病院が自ら確保できる避難手段の他は島根県が確保

施設敷地緊急事態要避難者（入院患者）の各段階における動き

警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
<p>病院</p> <p><避難の準備></p>	<p>※避難先となる病院は避難先自治体外で設定する場合がある。</p> <p><避難方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 各病院で定められた避難計画に基づき、島根県が示すルートに従い避難 入院患者の避難先については、必要となる病院の機能や病床の種別など様々であり、入院患者の状況も異なることから、スムーズに避難先が確保できるよう、あらかじめ島根県が定める避難先となる病院群から、病院の機能や病床種別に応じた避難先病院（島根原子力発電所から30km圏外に設置する病院）を選定し避難 なお、避難に伴うリスクを軽減するために、避難先となる病院での受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから広域避難を実施 <p><避難手段></p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、各病院が自ら確保できる避難手段の他は、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら各病院に手配 	<p>(避難済)</p>

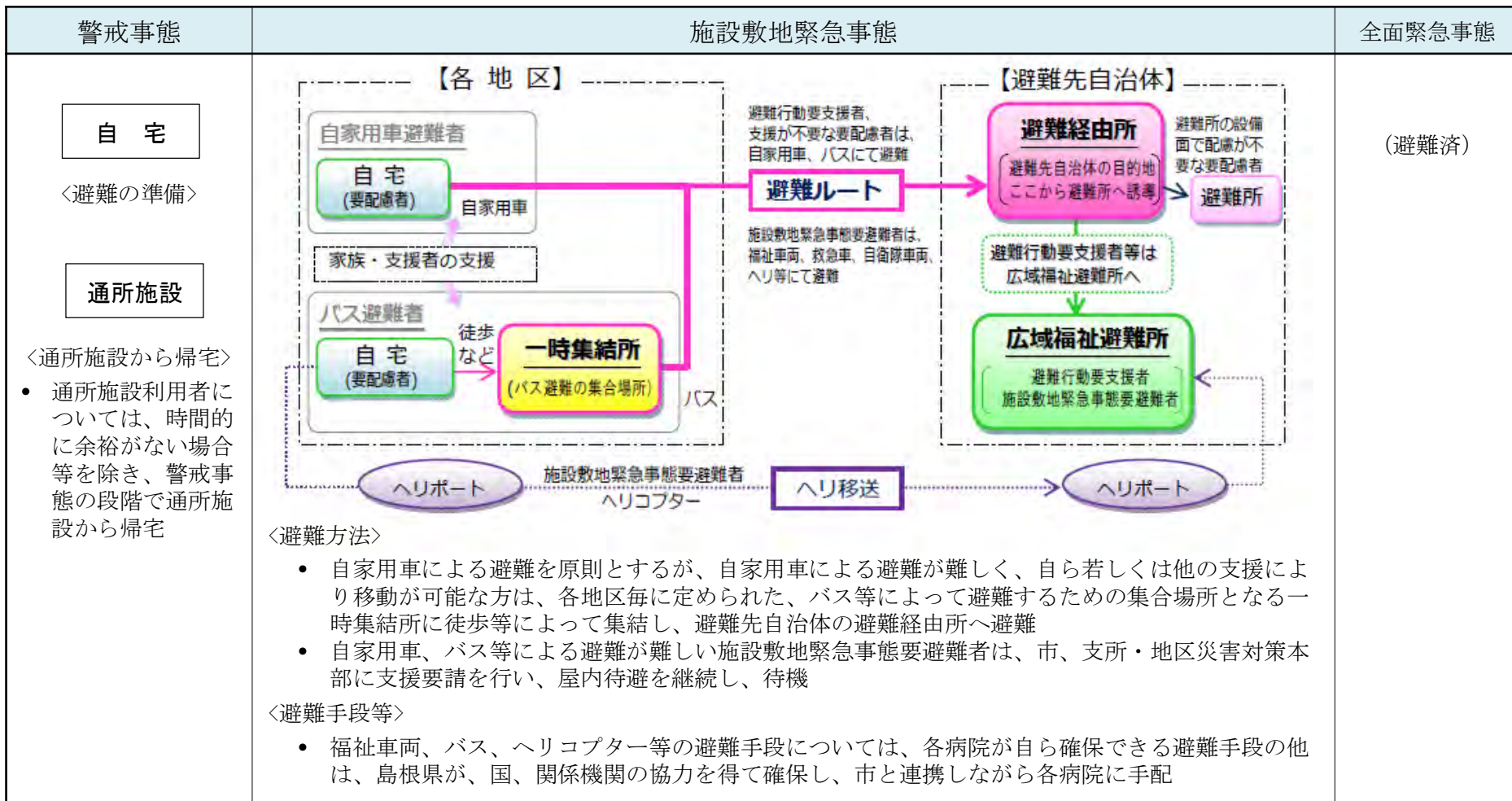
- 施設敷地緊急事態要避難者（施設入所者）377人は、警戒事態の段階で避難の準備を行い、施設敷地緊急事態の段階で避難
- 施設敷地緊急事態要避難者（施設入所者）は、一般の避難所より生活環境が整った広域福祉避難所へ直接避難
- 福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段の他は島根県が確保

施設敷地緊急事態要避難者（施設入所者）の各段階における動き

警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
<div data-bbox="79 611 247 711" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 社会福祉施設 </div> <p data-bbox="79 789 253 818">〈避難の準備〉</p>	<div style="text-align: center;">  <p data-bbox="517 878 1335 906">※社会福祉施設の広域福祉避難所は避難先自治体外で設定する場合がある。</p> <p data-bbox="318 989 459 1018">〈避難方法〉</p> <ul data-bbox="338 1032 1619 1125" style="list-style-type: none"> 各社会福祉施設にて定められた避難計画に基づき、広域福祉避難所へ直接避難 なお、避難に伴うリスクを軽減するために、広域福祉避難所での受け入れ準備や搬送手段の確保など避難体制が整ってから広域避難を実施 <p data-bbox="318 1139 459 1168">〈避難手段〉</p> <ul data-bbox="338 1182 1624 1246" style="list-style-type: none"> 福祉車両、バス、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段の他は、島根県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら各施設に手配 </div>	<p data-bbox="1715 632 1825 661">(避難済)</p>

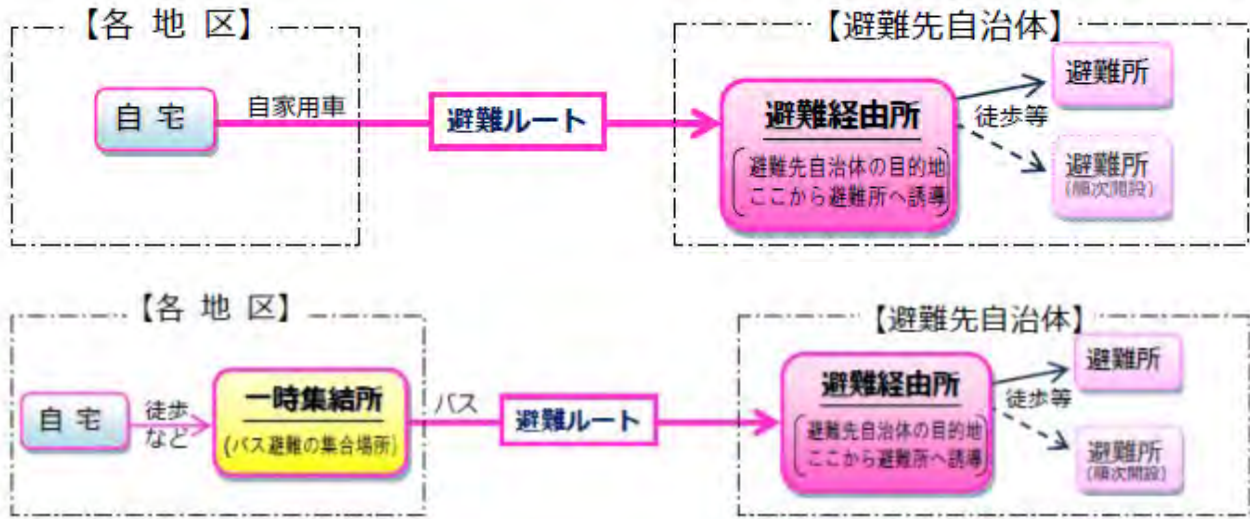
- 施設敷地緊急事態要避難者（在宅者）人は、警戒事態の段階で避難の準備を行い、施設敷地緊急事態の段階で避難
- 施設敷地緊急事態要避難者（在宅者）は、一般の避難所より生活環境が整った広域福祉避難所へ直接避難
- 福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設が自ら確保できる避難手段の他は島根県が確保

施設敷地緊急事態要避難者（在宅者）の各段階における動き



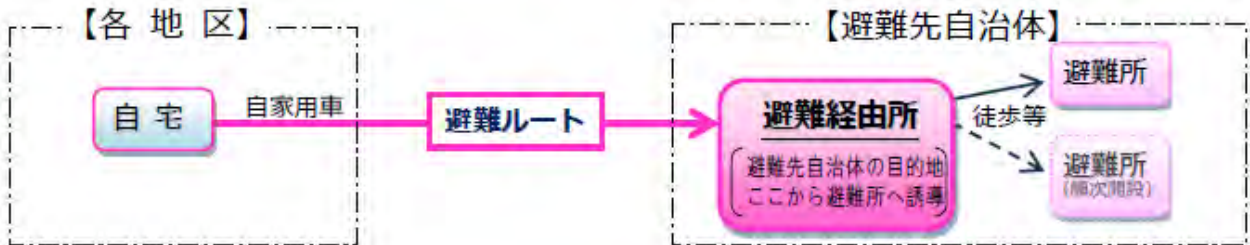
- 安定ヨウ素剤の服用により重篤な副作用が生じるために安定ヨウ素剤を服用できない者（安定ヨウ素剤服用不適切者） 人や3歳未満の乳幼児 人は、安定ヨウ素剤を服用せず施設敷地緊急事態の段階で避難
- 自家用車による避難を原則とするが、難しい場合は、一時集結所に集結し、バスにより避難

施設敷地緊急事態要避難者（安定ヨウ素剤服用不適切者等）の各段階における動き

警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
<p>自宅</p> <p>〈避難準備〉</p>	 <p>〈避難方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 自家用車による避難を原則とするが、自家用車による避難が難しく、自ら若しくは他の支援により移動が可能な方は、各地区毎に定められた、バス等によって避難するための集合場所となる一時集結所に徒歩等によって集結し、避難先自治体の避難経由所へ避難 	<p>(避難済)</p>


- 避難は、原則自家用車等を利用
- 各地区ごとに定められたルートを通して、避難先自治体の「避難経由所」へ移動
- 避難経由所で指示を受け、開設済みの避難所へ移動

一般住民（自家用車等で避難）の各段階における動き

警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 自宅 </div> <p>〈避難の準備〉</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p>〈避難方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自家用車による避難が可能な方は、各地区毎に定められた避難ルートを通して、避難先自治体の目的地（施設）となる避難経由所へ移動 • なお、渋滞の抑制や避難先での駐車場確保の観点から、原則乗り合わせ • 移動中は、急な放射性物質の放出に備え、車内への外気侵入防止など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を行いながら避難することとし、安定ヨウ素剤服用指示があれば安定ヨウ素剤を服用してから避難 • 避難経由所到着後、駐車場誘導員の指示に従い駐車を行った後、避難所説明要員の指示に従い、開設済みの避難所へ移動 <p>〈市が定めた避難先以外に避難する際の留意事項〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自家用車避難の場合、親戚知人宅等、市が定めた避難先以外に避難することも想定されるが、避難のタイミングは市の避難指示によるものとし、避難完了後は安否確認のため所在地を市に連絡 • また、避難措置が行われている際は広域に交通規制が実施されているので、避難ルートはあらかじめ市が定めた避難ルートを基本として市外へ避難した後に、各自の避難先へ移動

- 自家用車による避難が難しい場合は、バスで避難
- 集合場所となる一時集結所へ集結し、県が確保するバス等により避難先自治体の「避難経由所」へ移動
- 避難経由所で指示を受け、開設済みの避難所へ移動

一般住民（バスで避難）の各段階における動き

警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">自宅</p> <p>〈避難の準備〉</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p>〈避難方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自家用車による避難が難しい方は、各地区毎に定められた、バス等によって避難するための集合場所となる一時集結所に徒歩等によって集結し、県が確保するバス等による避難手段により、避難先自治体の避難経由所へ避難 • 移動中は、急な放射性物質の放出に備え、車内への外気侵入防止など放射性物質を可能な限り取り込まない対応を行いながら避難することとし、安定ヨウ素剤服用指示があれば安定ヨウ素剤を服用してから避難 <p>〈避難手段〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 集団避難におけるバス等の避難手段は、県が国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら一時集結所や学校など必要な場所に手配 <p>〈避難経由所から避難所への移動〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自家用車避難と同様に、避難経由所到着後、駐車場誘導員の指示に従い駐車を行った後、避難所説明要員の指示に従い、開設済みの避難所へ移動

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約 人について、バス 台、福祉車両 台
- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約 人について、バス 台、福祉車両 台
- 輸送能力確保に当たっては、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、松江市のバス会社が保有する車両のほか、中国電力が配備する車両により、必要車両台数を確保
- 松江市内のバス会社等と連携し、 人程度の輸送能力を確保

車両乗車対象、必要時期、必要台数

			PAZ								
			施設敷地緊急事態			全面緊急事態			放射性物質放出後 OIL2		
乗車対象	乗員数	支援者数	バス	福祉車両 (車椅子)	福祉車両 (ストレ)	バス	福祉車両 (車椅子)	福祉車両 (ストレ)	バス	福祉車両 (車椅子)	福祉車両 (ストレ)
一般住民			-		-		-	-	-	-	-
児童生徒									-	-	-
避難困難者			-	-	-	-	-	-			
施設敷地緊急事態要避難者						-	-	-	-	-	-
入院患者						-	-	-	-	-	-
施設入所者						-	-	-	-	-	-
在宅者						-	-	-	-	-	-
安定ヨウ素剤服用不適切者等						-	-	-	-	-	-
計											

車両確保先、確保時期、確保台数

県内											